

名鉄広見線イベント事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）の利用促進やP Rに資するイベント事業（以下「イベント」という。）を実施する事業者や団体（以下「補助事業者等」という。）を支援することで、名鉄広見線活性化計画の推進と、地域の活性化を図ることを目的とする。

2 イベントの実施についての補助金の交付については、御嵩町補助金交付規則（平成5年御嵩町規則第4号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）の利用促進やP Rに資するイベントのうち、支援の必要があると名鉄広見線活性化協議会会長（以下「会長」という。）が認めたものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助対象経費は、イベントに要する経費から、会長が控除すべきであると認めた額を控除した額とする。

2 補助金の額及び補助限度額は、次のとおりとする。ただし、10円未満は切り捨てるものとする。

実施主体	補助金の額	補助限度額
高等学校の生徒を主体とする場合	10分の1 0	10万円
学校教育関係（高等学校の生徒を主体とする場合を除く）の組織を主体とする場合	4分の3	9万円
経済団体、住民団体等を主体とする場合	3分の2	6万円

3 会長は、補助対象事業のうちで特別の事情があると認めるものについては、前項の規定にかかわらず補助金の額を別に決定することができる。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書兼収支予算書（別記様式第2号）
- (2) 前号のほか会長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 会長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 会長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付けるものとする。

- (1) イベントに要する経費の配分の変更をする場合においては、会長の承認を受けること。
- (2) イベントの内容の変更をする場合においては、会長の承認を受けること。
- (3) イベントを中止し、又は廃止する場合においては、会長の承認を受けること。
- (4) イベントが予定の期間内に完了しない場合又はイベントの遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けること。
- (5) イベントへの参加を、ポスター、チラシ等の手段により、広く周知すること。
- (6) ポスター、チラシ等の発行前に、会長に内容の承認を受けること。
- (7) 参加者数、名鉄電車利用者数の把握に努めること。
- (8) 前各号のほか会長が必要と認める事項

(補助金の決定の通知)

第7条 会長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付けた場合にはその条件を、別記様式第3号により通知するものとする。

(イベントの遂行)

第8条 補助事業者等は、法令等の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に従い、善良な管理者の注意をもってイベントを行わなければならず、補助金を他の目的又は用途に使用してはならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者等は、イベントが完了したとき（廃止及び中止を含む。）は、速やかに実績報告書（別記様式第4号）に次に掲げる関係書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 事業（決算）報告書
- (2) イベントのチラシ、ポスター
- (3) 写真その他会長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止及び中止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までとする。

(補助金の交付)

第10条 会長は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、その事業に係る成果が補助金交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助金を交付するものとする。

2 会長は、前項の規定にかかわらず補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金を概算払又は前金払により交付することができる。

3 補助金交付請求書は、別記様式第5号のとおりとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に交付決定を受けたイベントについては、改正後の名鉄広見線イベント事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に交付決定を受けたイベントについては、改正後の名鉄広見線イベント事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第4条関係)

年 月 日

名鉄広見線活性化協議会長 様

(〒)

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

電話番号

補助金交付申請書(名鉄広見線イベント事業補助金)

次のとおりイベント事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

補助対象事業名	
総事業費	円
補助金交付申請額	円

- ※添付書類
- 事業計画書兼収支予算書(別記様式第2号)
 - その他会長が必要と認める書類(団体名簿・設計書・見積書・位置図等)

別記様式第2号(第4条関係)

事業計画書兼収支予算書（名鉄広見線イベント事業補助金）

別記様式第3号(第7条関係)

名広活指令第 号
年 月 日

様

名鉄広見線活性化協議会長
会長
(押印省略)

名鉄広見線イベント事業補助金の
交付決定について(通知)

年 月 日付け申請のあったイベント事業補助金については、名鉄広見線 イベント事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、申請書に記載されているとおりとし、補助事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助対象事業名	
補助事業に要する経費	円
補助金の額	円
補助金交付の条件等	
(1) イベントに要する経費の配分の変更をする場合においては、会長の承認を受けること。 (2) イベントの内容の変更をする場合においては、会長の承認を受けること。 (3) イベントを中止し、又は廃止する場合においては、会長の承認を受けること。 (4) イベントが予定の期間内に完了しない場合又はイベントの遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けること。 (5) イベントへの参加を、ポスター、チラシ等の手段により、広く周知すること。 (6) ポスター、チラシ等の発行前に、会長に内容の承認を受けること。 (7) 参加者数、名鉄電車利用者数の把握に努めること。	

別記様式第4号(第9条関係)

年 月 日

名鉄広見線活性化協議会長 様

(〒)

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

電話番号

実績報告書（名鉄広見線イベント事業補助金）

年 月 日付け名広活指令第 号で交付決定のあったイベント事業補助金について、下記のとおりその実績を報告します。

記

補助対象事業名			
事業内容			
事業着手・完了年月日	年 月 日～		年 月 日
イベント参加者数(うち広見線利用者数)	人 (人)		
事業収支決算書			
収入の部	(単位：円)		
区分	予算額	決算額	備考
活性化協議会補助金			
会費			
国・県・市町村補助金			
その他の収入			
収入合計			
支出の部	(単位：円)		
区分	予算額	決算額	備考
支出合計			

※添付書類 ○団体の事業(決算)報告書 ○イベントのチラシ、ポスター等

○写真その他会長が必要と認める書類

別記様式第5号(第10条関係)

年 月 日

名鉄広見線活性化協議会長 様

(〒)

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

電話番号

補助金交付請求書(名鉄広見線イベント事業補助金)

年 月 日付け名広活指令第 号で補助金交付決定通知のあったイベント事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求(概算請求)します。

記

1 請求金額 円也

2 補助対象事業名 事業

振込先	金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合	支店
	口座の種類	普通・当座	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義		